

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の 8



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

規

則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第27号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の3」を「第12条の4」に、「第18条の7」を「第18条の8」に改める。

第8条第1項の表知事公室の部に次のように加える。

「国体準備課 | 総務企画係 施設調整係 |

第8条第1項の表総務部の部職員厚生課の項を削り、同部総務事務センターの項中「企画管理係」を「企画管理係 システム管理係」に、「福利厚生事務係 システム管理係」を「健康管理係 公務災害係 福利厚生係 共済経理係」に改め、同表企画部の部情報政策課の項中「情報化推進係 地域IT推進係」を「情報化推進係」に改め、同部中

「 | 地域政策課 | 調整係 地域振興係 特定計画係 土地対策係 資源エ | を
| | ネルギー係 | 」

「 | 地域政策課 | 特定計画係 地域振興係 土地対策係 | に改め、
| エネルギー政策課 | エネルギー企画係 再生可能エネルギー推進係 | 」

同表農政部の部農政課の項中「企画調整係」を「企画調整係 地域農業振興係」に改め、同部農村振興課の項中「農村企画係 農村整備計画係 構造改善係 地域農業振興係」を「むらづくり推進係 中山間・鳥獣害対策係 農地利用推進係」に改め、同部経営技術課の項中「就農対策係 経営基盤強化係」を「就農対策係」に改め、同部農地整備課の項中「事業調整係」を「事業調整係 農村計画係」に改め、同部農地建設課の項中「農地建設課」を「農地保全課」に、「農道整備係」を「施設保全係」に改め、同条第2項の表生活・文化課の部国民文化祭準備室の項中「国民文化祭準備係」を「総務企画係 市町村事業係」に改める。

第2章第2節第1款の2中第12条の3の次に次の1条を加える。

（国体準備課）

第12条の4 国体準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会に関すること。
- (2) 第75回国民体育大会の競技施設に関すること。
- (3) 第75回国民体育大会に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他第75回国民体育大会の開催の準備に関すること（競技力の向上に関するものを除く。）。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第14号中「配布」を「発行」に改める。

第15条の2第15号中「又は許可」を「、届出又は許可」に改める。

第17条の2中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号中「の認定等」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に関する事。

第17条の2第8号を削り、同条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条に次の9号を加える。

(9) 職員の安全衛生管理に関する事。

(10) 職員の公務又は通勤による災害の補償に関する事。

(11) 地方公務員災害補償基金に関する事。

(12) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関する事。

(13) 恩給に関する事。

(14) 職員互助会に関する事。

(15) 地方職員共済組合に関する事。

(16) 職員寮に関する事。

(17) 第9号から前号までに掲げるもののほか、職員の福利厚生に関する事。

第17条の3第1項中第43号を第44号とし、第38号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の1号を加える。

(38) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第17条の3第2項中「第41号」を「第42号」に改め、同条第3項中「第1項第42号」を「第1項第43号」に改める。

第17条の5第1項中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第17条の5第2項中「前項第15号から第19号」を「前項第16号から第20号」に改める。

第18条の4中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第20号までを4号ずつ繰り上げ、第21号から第23号までを削る。

第2章第2節第2款の2中第18条の7を第18条の8とし、第18条の6を第18条の7とし、第18条の5を第18条の6とし、第18条の4の次に次の1条を加える。

（エネルギー政策課）

第18条の5 エネルギー政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) エネルギー政策に係る連絡調整に関する事。

(2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）の施行に関する事。

(3) 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）の施行に関する事。

(4) 電源立地地域対策交付金等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

(5) 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する事。

(6) 電源開発の総合調整に関する事。

(7) 水資源の需給に関する計画の策定に関する事。

(8) 水資源開発の調査指導に関する事。

(9) 新エネルギー等の開発利用促進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第23条の2第1号中「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」を「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「こと」の次に「（他課の所管に属するもの

を除く。）」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第28条の3第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第11号を削り、同条中第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

- (15) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関する事。

第36条中第12号を第15号とし、第4号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 経営構造対策に関する事。
(5) 奄美群島農業振興対策に関する事。
(6) 防災営農対策に関する事。

第37条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 農業振興地域の整備に関する事。
(2) 農村地域整備促進審議会に関する事。

第37条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の施行に関する事。
(5) 農業者年金に関する事。

第37条中第10号から第19号までを削り、第9号を第19号とし、第6号から第8号までを10号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の10号を加える。

- (6) 共生・協働の農村づくり運動の企画及び総合調整に関する事。
(7) 共生・協働の農村づくり運動の実施及び市町村、各種団体等との連絡調整に関する事。
(8) 農地・水保全管理支払交付金に関する事。
(9) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関する事。
(10) 中山間地域の農業振興に関する事。
(11) 鳥獣被害防止対策に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
(12) 農業経営基盤強化促進に関する事（経営技術課の所管に属するものを除く。）。
(13) 農用地の流動化に関する事。
(14) 遊休農地に関する事。
(15) 地域振興公社に関する事。

第39条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 地域農業の振興に係る普及指導に関する事。

第39条第4号を削り、同条第5号中「，高齢農業者」を削り、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 農業の担い手の確保及び育成に関する事。

第39条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 農業経営基盤強化促進に関する事（農村振興課の所管に属するものを除く。）。
(7) 新規就農者の確保及び育成に関する事。

第39条中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 農業開発総合センターに関する事。

第39条第11号を次のように改める。

- (11) 農業技術情報及び農業気象に関する事。

第39条第12号から第14号までを削る。

第39条の4第1号から第11号までを次のように改める。

- (1) 農業農村整備の企画，推進及び調査に関する事。
(2) 用排水施設の整備に関する事。
(3) 農地の整備に関する事。
(4) 農村の総合的な整備に関する事。
(5) 中山間地域の総合的な整備に関する事。

- (6) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関すること。
- (7) 農山漁村地域整備交付金に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 部内他課で所管する事業に係る土地基盤整備事業に関すること。
- (9) 農業農村整備事業の新規計画，効果算定，推進指導及び地区調査に関すること。
- (10) 南九州広域農業開発基本調査に関すること。
- (11) 農村振興基本計画及び農村環境計画に関すること。

第39条の4中第18号を削り，第17号を第18号とし，第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ，第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 国営かんがい排水事業等の地区調査の連絡調整及び償還金に関すること。

第39条の4中第19号から第21号までを次のように改める。

- (19) 農林水産大臣所管の海岸保全区域（漁港区域内の海岸保全区域を除く。）の管理に関すること。
- (20) 土地改良施設の再生可能エネルギーの利用に関すること。
- (21) 農業用水利施設の長寿命化に向けた保全対策の実施に関すること。

第39条の4第22号及び第23号を削る。

第39条の5の見出しを「（農地保全課）」に改め，同条中「農地建設課」を「農地保全課」に改め，第8号を削り，第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，同条第5号中「に関する」を「内の整備に関する」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号を同条第5号とし，同条第3号中「農地災害復旧事業」を「農地及び農業用施設の災害復旧」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号中「農地防災保全事業」を「農地及び農業用施設の防災対策及び減災対策」に改め，同号を同条第3号とし，同条第1号中「農道整備事業」を「農道の整備及び保全」に改め，同号を同条第2号とし，同号の前に次の1号を加える。

- (1) 土地改良施設ストックマネジメントの推進に関すること。

第39条の5に次の2号を加える。

- (9) 水土里情報の活用の促進に関すること。
- (10) 地積調査に関すること。

第50条第14号を削る。

第56条第1項の表鹿児島地域振興局の部農林水産部の款農村整備課の項中「建設係」を「保全係」に改め，同部建設部の款河川港湾課の項中「港湾漁港係 ダム建設係」を「港湾漁港係」に改め，同表南薩地域振興局の部農林水産部の款農村整備課の項，北薩地域振興局の部農林水産部の款農村整備課の項，始良・伊佐地域振興局の部農林水産部の款農村整備課の項，大隅地域振興局の部農林水産部の款農村整備課の項及び熊毛支庁の部農林水産部の款農村整備課の項中「建設係」を「保全係」に改める。

第57条第1項総務企画課の項第11号中「及び熊毛支庁を除き」を削り，「にあつては鹿屋市における事務に限る」を「及び熊毛支庁を除く」に改め，同条第1項県税課の項第7号を削る。

第58条第1項地域保健福祉課の項第8号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第59条第1項農政普及課の項第42号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め，同条第1項農村整備課の項第7号から第27号までを次のように改める。

- (7) 農業農村整備の企画，推進及び調査に関すること。
- (8) 用排水施設の整備に関すること。
- (9) 農地の整備に関すること。
- (10) 農村の総合的な整備に関すること。
- (11) 中山間地域の総合的な整備に関すること。
- (12) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関すること。
- (13) 農山漁村地域整備交付金に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (14) 部内他課で所管する事業に係る土地基盤整備に関すること。
- (15) 農業農村整備事業の新規計画，効果算定，推進指導及び地区調査に関すること。
- (16) 南九州広域農業開発基本調査に関すること。
- (17) 農村振興計画及び農村環境計画に関すること。

- (18) 国営かんがい排水事業等の地区調査の連絡調整及び償還金に関すること。
- (19) 土地改良施設の長寿命化に向けた保全対策の推進に関すること。
- (20) 農道の整備及び保全に関すること。
- (21) 農地及び農業用施設の防災対策及び減災対策に関すること。
- (22) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- (23) 農林水産大臣所管の海岸保全区域（漁港区域内の海岸保全区域を除く。）に関するこ
と。
- (24) 農業農村整備事業の設計基準及び積算システムに関すること。
- (25) 水土里情報の活用の促進に関すること。
- (26) 地積調査に関すること。
- (27) 国，市町村その他の団体から委任又は委託を受けた土地改良事業の施行に関すること。

第59条第 1 項農村整備課の項に次の 2 号を加える。

- (28) 農地・水保全管理支払交付金に関すること。
- (29) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関すること。

第62条第 2 項の表徳之島事務所の部農村整備課の項中「建設係」を「保全係」に改め，同条第 4 項総務課の項第 2 号を削り，同項中第 3 号を第 2 号とし，第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ，同条第 6 項中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第65条中「ハーモニー推進課」を「男女共同参画推進課」に改める。

第76条中第 3 項を同条第 4 項とし，第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号に掲げる業務のうち，健康増進法第22条に規定する特定給食施設の設置者に対する指導及び助言，同法第24条第 1 項の規定による立入検査及び質問，同法第27条第 1 項の規定による特別用途食品の検査及び収去，健康増進法施行細則（平成15年鹿児島県規則第 64号）第 4 条に規定する栄養報告書の処理並びに第 1 項第13号に掲げる業務に係る加世田保健所，川薩保健所，始良保健所及び鹿屋保健所の所管区域は，前条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

保健所名	所 管 区 域
加世田保健所	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市
川薩保健所	阿久根市 出水市 薩摩川内市 薩摩郡 出水郡
始良保健所	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡
鹿屋保健所	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡

第78条第 4 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め，同条第 5 号中「障害者自立支援法第22条第 2 項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第 2 項又は第51条の 7 第 2 項」に，「同条第 1 項」を「同法第22条第 1 項又は第51条の 7 第 1 項」に改め，同条第 6 号中「障害者自立支援法第26条第 1 項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第 1 項又は第51条の11」に改める。

第128条の 4 第 1 項第 2 号中「企画研修部」を「企画・裁培養殖部」に改め，同項第 6 号を削り，同条第 2 項企画研修部の項中「企画研修部」を「企画・裁培養殖部」に改め，同項に次の 4 号を加える。

- (4) 親魚養成技術開発に係る試験研究に関すること。
- (5) 種苗生産及び種苗量産技術開発に係る試験研究に関すること。
- (6) 餌料培養技術開発に係る試験研究に関すること。
- (7) 養殖技術開発に係る試験研究に関すること。

第128条の 4 第 2 項裁培養殖部の項を削る。

第177条第 1 項の表次長の項の次に次のように加える。

センター長	総務事務センター	上司の命を受け，総務事務センターの事務を掌理する。
-------	----------	---------------------------

第177条第 1 項の表中

センター長	総務事務センター	上司の命を受け、総務事務センターの事務を掌理する。
室長	第 8 条第 2 項の室	上司の命を受け、室の事務を掌理する。

を

室長	第 8 条第 2 項の室	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
----	--------------	--------------------

に改め、同表技術補佐の項中「課長」を「センター長，課長」に改め、同条第 2 項の表政策調整監の項の次に次のように加える。

厚生監	総務事務センター	職員の福利厚生（健康管理を除く。）に関する事務の総括
-----	----------	----------------------------

第177条第 2 項の表中資源対策監の項を削り、水産団体指導監の項の次に次のように加える。

観光地整備 対策監	観光課	観光地づくりに関する事務の総括
--------------	-----	-----------------

第177条第 2 項の表計画調整監の項を次のように改める。

むらづくり 企画監	農村振興課	共生・協働の農村づくり運動，農地・水保全管理支払交付金及び中山間・ふるさと水と土保全対策事業に関する事務の総括
--------------	-------	---

第177条第 3 項中「置き」を「置くことができるものとし」に改め、同条第 4 項の表政策調整員の項中「政策課」を「政策調整課」に改め、同条第 5 項の表医療技監の項の次に次のように加える。

獣医務技監	保健福祉部 及び農政部	部長に直属し、獣医務に関する特命事項を処理する。
-------	----------------	--------------------------

第179条第 2 項の表中「印刷技師」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。